



立地企業に対する税制上の優遇措置

1. 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除
2. 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による固定資産税の課税免除
3. 地域再生法による固定資産税の不均一課税

1. 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産税の課税免除

適用基準	製造業、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備（機械・装置、建物・附属設備、構築物）の新增設、製作、改修に係る取得価額が以下のとおりであること。（資本金が5,000万円超の法人は新增設に限る。） 【製造業・旅館業】 ◇資本金が5,000万円以下 ⇒ 500万円以上 ◇資本金が5,000万円超～1億円以下 ⇒ 1,000万円以上 ◇資本金が1億円超 ⇒ 2,000万円以上 【農林水産物等販売業・情報サービス業等】 ◇500万円以上
当市における措置範囲	固定資産税（土地・家屋・償却資産が対象）
措置事項	課税免除
適用期間	3年度間

2.地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律による固定資産税の課税免除

適用基準	山口県地域未来投資促進基本計画に基づき、地域経済牽引事業計画を作成し県の承認を受け、国の「評価委員会」において先進的であると認められること。 土地、家屋、構築物の合計取得価額が以下のとおりであること。 【一般】 ◇ 1 億円超 【農林漁業関係】 ◇ 5,000万円超
当市における措置範囲	固定資産税（土地・家屋・構築物が対象）
措置事項	課税免除
適用期間	3年度間

3.地域再生法による固定資産税の不均一課税

適用基準	本社機能施設の整備工事着工前に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画書を作成し、 県知事の認定を受けること。 地域活力向上地域内において、特別償却設備を構成する家屋・償却資産、土地の取得価 額が3,800万円以上（中小企業者等1,900万円以上）		
	◇1本社機能の移転（東京23区並びに中部圏及び近畿圏中心部から本社機能に移転する 事業所） ※本社機能：調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門を有する 事務所並びに研究所及び研修所		
	◇2地方の本社機能の拡充（◇1以外の地域から本社機能に移転・拡充する事業所）		
措置事項	固定資産税の一定割合（土地・家屋・償却資産が対象）		
当市における措置範囲	○1本社機能の移転の場合 不均一課税 初年度 99/100 2年度 75/100 3年度 50/100 ○2地方の本社機能の拡充の場合 不均一課税 初年度 99/100 2年度 66/100 3年度 33/100		
適用期間	3年度間		